

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市共同利用施設条例（昭和47年千歳市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認)

第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、使用日の5日前までに使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用承認書（第2号様式）を当該申請者に交付する。

3 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用の際、使用承認書を携帯し、会館の職員（以下「職員」という。）から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用の取消し等)

第3条 使用者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用取消（変更）承認書（第4号様式）を当該申請者に交付する。

(使用期間の制限)

第4条 会館は、同一の利用者が引き続き5日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(備付物品の使用料)

第5条 条例第7条第2項の備付物品の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の後納)

第6条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた額から第8条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催し、又は使用するとき。 全額免除

(2) 市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。 全額免除

(3) 条例第14条第1項の規定に基づき指定を受けた指定管理者がその管理する会館を公共目的で使用するとき。 全額免除

(4) 千歳市町内会連合会が当該団体の総会、会合等で使用するとき。 全額免除

(5) 会館が存する地域の町内会が当該団体の総会、会合等で使用するとき。 全額免除

(6) 支笏湖老人クラブが千歳市支笏湖市民センターを当該団体の総会、会合等で使用するとき。 全額免除

(7) 市が共催して専ら公益のために使用するとき。 5割減額

(8) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 5割減額

(9) 構成員の半数以上が障害者（市内在住者であつて、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）である団体が使用するとき。 5割減額

(10) 構成員の半数以上が65歳以上の者（市内在住者に限る。）である団体が使用するとき。 5割減額

- (11) 市民が生活改善運動形式で行う祝賀会等に使用するとき。 5割減額
- (12) 次に掲げる団体が主催し、又は使用するとき。ただし、営利を目的としないものに限る。 5割減額
- ア 社会教育関係登録団体（千歳市社会教育関係団体登録規程（平成13年教育長訓令第4号）に定める登録団体をいう。）
 - イ 社会福祉団体（社会福祉法人千歳市社会福祉協議会の千歳市社会福祉関係団体登録基準に定める登録団体をいう。）
 - ウ コミュニティ認定団体（千歳市町内会連合会の登録団体認定制度基準に定める登録団体をいう。）
- (13) その他市長が施設の設置目的を勘案し、必要があると認めるとき。 市長が定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。
（使用料の還付）

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額に相当する額
- (2) 使用日の3日前までに第3条第1項に規定する使用の取消申請をし、市長が相当の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（第5号様式）に使用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。

（特別な設備等の承認）

第9条 条例第9条の承認を受けようとする者は、特別設備等承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、特別設備等承認書（第7号様式）を当該申請者に交付する。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。
- (2) 使用人員は、各室の定員を標準とすること。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 会館内外の清潔を保つこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

（破損等の届出）

第11条 使用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

（職員の立入り）

第12条 使用者は、管理上の必要から職員が使用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

（使用後の点検）

第13条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに職員に届け出て、点検を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第14条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあっては、第2条から第4条までの規定及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 条例第17条第1項の規定により指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第7条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第8号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
- 3 条例第17条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第8条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。